

SHINPU

社会保険新報

2026.9

No.910



MoN Takanawa : The Museum of Narratives (港区)
© Yasuyuki TAKAKI



MoN Takanawa は、JR 高輪ゲートウェイ駅直結「TAKANAWA GATEWAY CITY」における文化創造・発信拠点として、2026 年春に開館した文化の実験的ミュージアム。「100 年先へ文化をつなぐ」をミッションに掲げ、地上6階・地下3階の建物内には、展示・ライブ・ワークショップを実施するエリアや、屋上庭園、足湯などを備えています。木材をふんだんに使い、植栽の緑に包まれたスパイラル状の独創的な外観も特徴です。

- 協会けんぽ東京支部 令和8年8月からの高額療養費制度／「健康経営優良法人認定2027」の申請（P2）
柔道整復師（接骨院等）のかかり方／協会けんぽ東京支部LINE公式アカウント（P3）
- 日本年金機構 在職老齢年金（P4-5） 9月以降の標準報酬月額を被保険者にお知らせください（P5）
- 実務に役立つ！ 割増賃金の基礎となる賃金（P6）
- フィオーレ健診クリニック 巡回健診をご活用ください（P7）
- 東京社会保険協会 講習会 労働保険の基礎知識／動画 社会保険の基礎知識／イベント 高尾山ウォーキング（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されました

高額療養費制度 とは？

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



今回の見直しでは、制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、月単位の追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持し、新たに「年間上限」を設けることで、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化しています。

詳細は、**厚生労働省**または
協会けんぽのホームページ
をご覧ください。



厚生労働省
ホームページ



協会けんぽ
ホームページ

マイナ保険証を利用すると、原則、医療機関等を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。

「健康経営優良法人認定 2027」 の申請が始まっています！

健康経営優良法人認定制度 とは？

特に優良な健康経営[®](※1)を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議^(※2)が認定する顕彰制度です。

本制度では、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門を設けています。

(※1) 健康経営[®] は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

(※2) 日本健康会議とは、行政（経済産業省、厚生労働省、自治体）と民間組織（経済団体、医療保険者、医療団体等）が連携し、健康寿命延伸や適正な医療の実現を目的とした活動体です。



健康経営優良法人
認定制度



申請について



取得方法等の詳細

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定申請をするにあたり、**健康優良企業「銀の認定」**の取得は必須要件です！

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****柔道整復師（接骨院等）のかかり方**

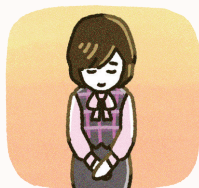
接骨院等での柔道整復師による施術は、健康保険の対象となる場合とされない場合があります。正しくご理解いただき、適正な施術を受けられるようご協力をお願いします。

健康保険の対象となる場合

- * 打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）
 - * 骨折、脱臼等の応急処置
- ※原因がはっきりしている外傷性の負傷に限られます。
- ※骨折、脱臼等の応急処置後の施術は、医師の同意が必要です。

健康保険の対象とされない場合

- * 単なる肩こり、筋肉疲労
- * 病気からくる慢性的な痛み、こり
- * 保険医療機関で治療中のけが
- * 仕事中、通勤途中のけが
- * 症状の改善がない長期の治療 等

協会けんぽより、施術を受けた方へ治療内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求のなかには、健康保険の対象とされない治療の請求や、誤った内容での請求も一部見受けられます。その場合、文書等で負傷原因、治療年月日、治療内容等を照会させていただくことがあります。そのため、施術を受けたときは領収証等を必ず受け取って保管していただき、照会がありましたら、ご自身で回答書に記入するようお願いいたします。

詳しくはこちら

**協会けんぽ東京支部LINE公式アカウント****友だち募集中！**

協会けんぽ東京支部では、**LINE友だち追加**をお願いしています。

- ◆メニューから欲しい情報にすぐアクセス！
- ◆健康に役立つ情報が定期的に届く！

この機会に右の二次元コードより友だち追加をお願いします

**配信情報の例 ～健診の重要性と生活習慣の見直し～**



在職老齢年金 ～働きながら年金を受けるとき～

70歳未満の方が会社に勤務し、厚生年金保険に加入しているときや、70歳以上の方で厚生年金保険の適用事業所に勤務しているときは、老齢厚生年金の額（基本月額）と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを、**在職老齢年金**といいます。

* 厚生年金保険の加入は、原則として70歳に到達する（70歳の誕生日の前日）までです。

在職老齢年金の計算方法

基本月額

加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額（※1）
（※1）特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

総報酬月額相当額

（その月の標準報酬月額（※2））+（その月以前1年間の標準賞与額（※2）の合計）÷12
（※2）70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額および標準賞与額に相当する額となります。

あなたの
場合は？



基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円以下ですか？

はい

全額支給

いいえ

一部または全額支給停止

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝
基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－65万円）÷2

- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の額をもとに、基本月額を算出します。
- 上記の計算の結果、マイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- 老齢基礎年金および繰下げ加算額は、全額支給されます。
- 65歳以降に支給される経過的加算額は、全額支給されます。
- 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額がそれぞれ支給停止となります。

【支給停止額の変更時期】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円を超えている間は支給停止となり、総報酬月額相当額が変わった場合は、その月から支給停止額が変更されます。

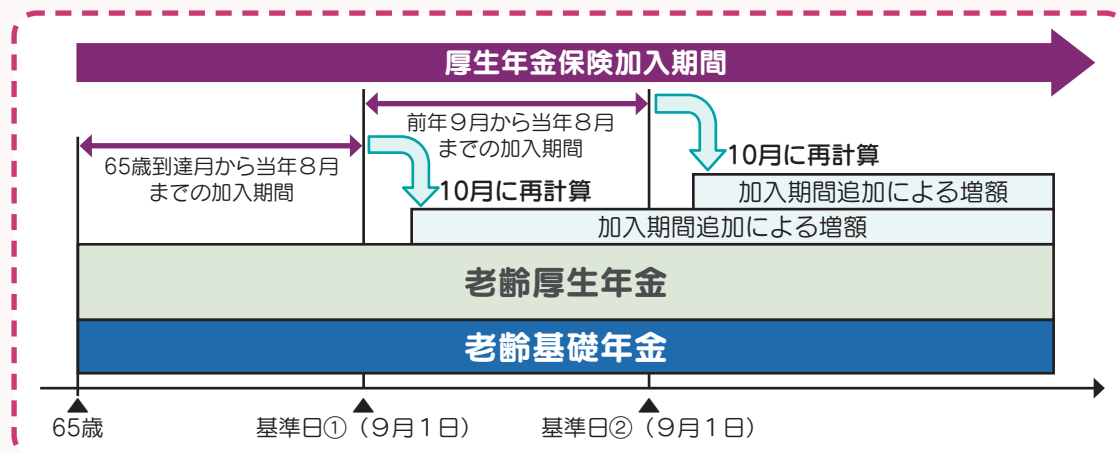
令和7年の年金制度改正 ～支給停止基準額が65万円に引き上げられました～

平均寿命・健康寿命が延びるなかで、働き続けることを希望する高齢者の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとするため、令和8年4月から年金が減額になる基準額（基本月額と総報酬月額相当額の合計額）が、月51万円（令和7年度）から**65万円に引き上げられました**。



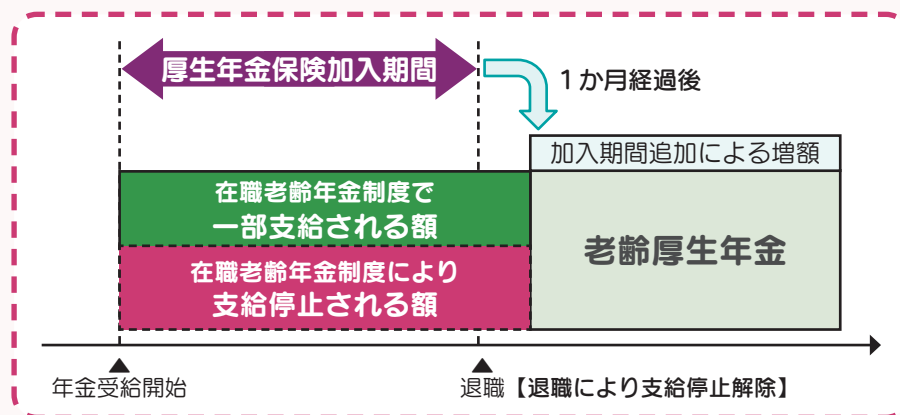
在職定時改定【対象：65歳以上70歳未満】

基準日（9月1日）において厚生年金保険の被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、**基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算**を行います。これを、**在職定時改定**といいます。70歳到達時も同様に、70歳に到達した翌月分の年金額から見直されます。



退職改定

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1か月を経過したときは、**退職した翌月分の年金額から見直されます**。これを、**退職改定**といいます。



- 年金の一部または全額の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- 年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。
- 退職して1か月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず、引き続き在職老齢年金としての支払われます。

詳細は


日本年金機構
 Japan Pension Service

在職老齢年金

検索

に掲載しています。

9月以降の標準報酬月額を被保険者にお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された算定基礎届により、被保険者（従業員）の**本年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定**し、**被保険者標準報酬決定通知書**にて、**各事業所に通知**しています。標準報酬月額は、被保険者の毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、事業主の方から被保険者に必ずお知らせください。被保険者の皆様も、ご自身の標準報酬月額をご確認ください。



割増賃金の基礎となる賃金

行平 久美子（ドリームサポート社会保険労務士法人）

従業員に時間外労働・休日労働・深夜労働を行わせた場合、事業者は法令に基づき、従業員に割増賃金を支払わなければなりません。では、割増賃金の基準となる賃金に何が含まれるのか、正しく理解できていますか。

理解が不十分のまま給与計算を行っている、割増賃金の未払いが発生するおそれがあります。実際に、労働基準監督署の調査で割増賃金の単価誤りを指摘され、過去にさかのぼって未払分の支払いを求められるケースは少なくありません。従業員とのトラブルにもつながるため、給与計算の基本となる割増賃金計算の考え方を確認していきましょう。



割増賃金の基本的な計算方法

法令で定める割増賃金率は右表のとおりです。事業者は従業員に対して、これ以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

割増賃金は、以下の計算式で算定します。

時間外労働	1 か月60時間以内	2割5分以上
	1 か月60時間超	5割以上
休日労働		3割5分以上
深夜労働		2割5分以上



割増賃金額 = **1時間あたりの賃金額**

× 時間外労働、休日労働または深夜労働を行わせた時間数 × 割増賃金率

〈月給制の場合〉**1時間あたりの賃金額** = 月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

割増賃金の基礎に含める手当と含めない手当

多くの会社では、基本給のほかにさまざまな手当が支給されています。給与計算を行う際には、割増賃金の基礎とする「1時間あたりの賃金」にどの手当が含まれ、どの手当が除外できるのかを正確に見極める必要があります。除外できるものは右に列挙した7つに限られています。つまり、それ以外の手当については、割増賃金の基礎に含めて計算する必要があります。

除外できる手当に共通する特徴は、労働と直接的な関係が薄く、主に個々の労働者が抱える事情によって支払われるものです。①～⑤の名称であっても、従業員に一律に支給されているものについては、除外できないため、注意が必要です。たとえば、次のような場合です。

「割増賃金の基礎となる手当」から除外されるもの

- ① 家族手当 ② 通勤手当 ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当 ⑤ 住宅手当 ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）



- 通勤手当が実際にかかる交通費とかわりなく、全員に一律の金額が支払われている
- 住宅手当の支給基準が、扶養家族がいる者には20,000円、扶養家族がいない者には10,000円といった具合に、実際の住宅事情に関係なく支払われる

手当の名称に惑わされることなく、支給の実態で判断することが大切です。判断に迷ったときには、賃金規程で支給基準を必ず確認するようにしましょう。

割増賃金の正しい計算は、未払いリスクの回避や従業員からの信頼に繋がります。正しく計算がされているか、この機会に確認してみましょう。

東京社会保険協会 フィオーレ健診クリニック からのお知らせ

～職場で受ける健康診断～

巡回健診を
ご活用ください

フィオーレ健診クリニックでは、東京圏の企業を対象に巡回健診を実施しています。



巡回健診のメリット



① 業務への影響を最小限に

健診施設へ出向く必要がないため、移動時間を短縮でき、社員の負担軽減にも繋がります。



② 受診率の向上

一定期間内に一斉に受診できるため、受診状況の把握がしやすく、受診漏れを防ぎ、受診率も向上します。



③ 社内で安心して受診

慣れた職場環境で受診できるため、初めての方でも安心して受診することができます。

実施の目安

- 1日30名以上が実施の目安となります。
(例) 生活習慣病健診対象者30名の場合、所要時間は3時間半程度です。
- 健診車（大型観光バス程度）の駐車スペースと約24㎡（15畳程度）以上の健診会場が必要です。
※駐車場、会場等の確保が難しい場合はご相談ください。



健診車内
待合室 兼 更衣室



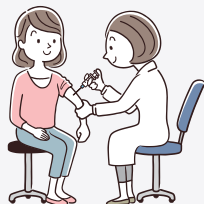
健診車内
レントゲン室



会場例
(受付・血圧)

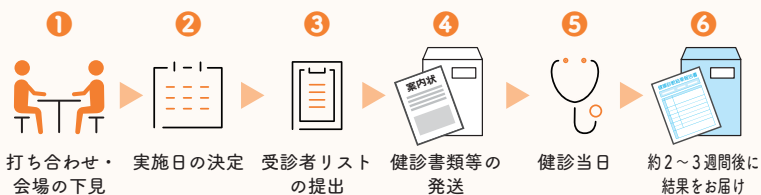
職場で受ける
インフルエンザ予防接種

フィオーレ健診クリニックでは、インフルエンザ予防接種の出張接種も実施しています。「巡回健診と一緒に」または「予防接種のみ」どちらも相談できます。実施可能な人数、料金等につきましては、下記までお問い合わせください。



お申し込みから実施まで

巡回健診は、実施日の2～6か月前を目安に打ち合わせを開始します。



担当者とは綿密に連携しながら準備を進めるため、初めて導入する事業所でも安心です。

巡回健診・出張インフルエンザ予防接種
に関するお問い合わせ



03-5292-6515



電話受付時間 月～金曜日（祝日を除く）9：00～16：00



<https://req.qubo.jp/fiore/form/patrol>



一般財団法人 東京社会保険協会
フィオーレ健診クリニック

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京



都営大江戸線・東京メトロ副都心線

「東新宿」駅 A2出口から 徒歩1分

<https://www.k-fiore.jp/company/patrol/>
巡回健診の詳細は、ホームページをご覧ください。

会場型講習会

労働保険の基礎知識

労災保険と雇用保険からなる労働保険は、事業主や労務担当者にとって欠かせない制度です。労働保険の基本的な仕組みから手続きまで、実務に役立つ内容を整理し、ポイントを押さえながら解説します。

- 1 **日時 11月13日(金) 10時～16時**
会場 たましん RISURU ホール (立川市)
定員 60名
- 2 **日時 11月16日(月) 10時～16時**
会場 損保会館 (千代田区)
定員 150名
- 3 **日時 11月25日(水) 10時～16時**
会場 東京トラック事業健保会館 (千代田区)
定員 200名

料 金 会員 無料 [一般 15,000円]
申込期間 10月5日(月) 15時 まで

- 複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。
- 各日とも講習内容は同じで、昼休憩を挟みます。



講 師 石和 信人 特定社会保険労務士
(いしわ社会保険労務士事務所)

地域に根差した特定社会保険労務士として、東京・赤羽を中心に労務相談や社会保険の手続きなど、幅広い業務に従事する労務・法律のエキスパート。豊富な実務経験を活かした講義は、企業や各団体の研修などでも定評がある。



講習会・セミナー ▶

会場型講習会

社会保険に関する動画シリーズ

2026年版 社会保険の基礎知識

昨年とは内容を一新してお届けします。健康保険や年金の給付、各制度の内容や仕組みなど、社会保険制度全般について、順序立てて説明します。

テーマ

- 社会保険制度の概要
- 被扶養者の認定基準の見直し
- 年金の給付「老齢年金」
- 出産・育児の制度と改正
- 介護休業制度 ほか4本

メンタルヘルス

現代社会におけるこころの問題について、職場側と従業員側の双方の視点から紐解きます。

テーマ

- 従業員を守る対策
- 自分を守る(入門)

- 動画は YouTube へ移行します。
- テーマや公開期間は、予告なく変更する場合があります。
- 一部限定公開(会員はユーザー名・パスワード必要)

講 師 高澤 舞 特定社会保険労務士
(ドリームサポート社会保険労務士法人)

法律事務所での経験を活かし、2013年に社会保険労務士登録。就業規則作成・改定の専門家として多くの企業支援に携わる。現在はセミナー講師や執筆活動を通じ、制度整備の重要性を広く発信。2023年に特定社会保険労務士付記。



講習会・セミナー ▶

WEBセミナー

イベント (主催：東京社会保険協会 協賛：日本年金機構／協会けんぽ東京支部)

高尾山健康づくりウォーキング

自然豊かな秋の高尾山を散策！ 家族や友人と一緒にの参加はもちろん、お一人様也大歓迎です。事前申込となりますので、詳細はホームページでご確認ください。参加者には、クーポン券(1,000円相当／利用可能店舗は券面に記載)を進呈します。



会員特典 ▶

高尾山健康づくりウォーキング

参加者募集中

開催日 10月17日(土)
受付時間 9時～11時
参加費 無料
定 員 先着 1,000名

※定員に達し次第締切



新規入会を随時受付中！

ホームページ

会員特典 ▶

入会のご案内

からお申し込みください。

【お問い合わせ】会員事業課 ✉ jigyo@tosyakyo.or.jp ☎ 03(5292)3596

記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03(3204)8877(大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyo.or.jp>